

令和5年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

令和5年3月29日(水)

江東区教育委員会

令和5年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年3月29日（水）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年3月29日（水）午前11時12分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓、鈴木清人
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、
棚瀬江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第8号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第2 議案第9号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第10号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第4 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第5 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第6 議案第13号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第7 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第8 議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第9 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - (1) 令和5年度第1回区議会定例会（教育委員会関係）について
 - (2) 教育委員会事務局管理職の人事について
 - (3) 令和4年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について
 - (4) 令和4年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について

(5) 江東区江東きつざクラブ条例施行規則の一部改正について

8 協議事項

(1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について

9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和5年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議に本田委員、浅野委員より欠席の届出がありましたので、御報告をいたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第8号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第8号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。

令和5年3月29日。提出者、江東教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 私から、議案第8号 江東区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

資料1をお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、令和5年4月1日付で教育委員会事務局の組織改正を行うこととなりましたので、そこに関する規程整備でございます。

また、併せて、社会教育法に定めます社会教育主事についての規程を改めて整備するということでございます。

改正の概要でございますが、恐れ入ります、資料2ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

右側が改正案となっております。

まず、第2条2項に委員会事務局に社会教育主事を置くというふうに規定を改めて追加してございます。従来は、左側の現行のところの3条第2項の中に地域教育課に社会教育主事を置くとなっておりますが、

社会教育法9条の2におきましては、教育委員会事務局に置くというふうに規定されておりますので、今回の組織改正に併せて社会教育主事の設置するところを事務局という形で改めて整備させていただくものでございます。

続きまして、第3条でございます。

従来、学校施設課施設設備係のところ、設備第一係、第二係と、2係体制になるというところでございます。

3ページに、施設設備第一係、第二係の所掌事務を改めて定めるというところでございます。

なお、この規則につきましては、令和5年4月1日からの施行とする予定でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
こちらの社会教育主事の件なんですけれども、もともと現行ですと、社会教育主事を置くことができるというものです。それで、改定案としては「社会教育主事を置く」というふうになっているんですけれども、何となく置くことができるというのは置かなくてもいいというか、任意性があるのかと思ったんですけれども、今回は必ず置くというような意図でしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 そもそも社会教育法には事務局に置くとされているとされているところでございます。そのため、そこも併せて今回は必置という形で置くという規定に改めて整備したというところでございます。

これまでも地域教育課に社会教育主事が置かれておりましたので、法律違反というところはないというところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

これまでも地域でPTAのときとか、社会教育担当の方とは密接に今までもやらせていただいていた、自分は必ず必要だと思っていて、もっとそこは厚くしていかないと地域を守れない、学校を守れないと思って

いますので、ぜひよろしくお願ひできればと思います。

ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第9号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第3 議案第10号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第4 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第5 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第6 議案第13号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第7 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第8 議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則、日程第9 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願ひます。

次長。

杉村事務局次長 議案第9号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第10号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第13号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第15号 江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則、議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。

令和5年3月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、

本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 一括議題となりました議案第9号から第16号に御説明いたします。

これらは昨年9月の教育委員会で御審議いただきました定年延長に係る幼稚園教育職員の給与及び勤務時間に関する条例改正に基づく詳細を定める規則の改正、それと、文言整理をするというところでございます。

まず、私から、第9号から15号の給与に関する規則改正を御説明いたしまして、後に指導室長から議案第16号の勤務時間に関する規則改正について御説明いたします。

最初に、資料2を御覧ください。

まず、給与に関する条例施行規則でございます。こちらにつきましては、定年延長の開始により導入されます定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算を現行の再任用短時間勤務職員の方法と同様とする旨の改正でございます。

次に、管理職手当に関する規則でございます。資料3を御覧ください。

改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の計算方法について定めること、当面の間、定年延長の該当年齢にある管理職の管理職手当については、規則に定める額の7割とすること、暫定再任用短時間勤務職員の管理職手当について準用規定を設けることでございます。

次に、管理職員特別勤務手当に関する規則でございます。資料4をお願いいたします。

管理職員特別勤務手当というのは何なのかというところなんですが、管理職が臨時緊急対応のために必要があり、週休日または休日等に勤務した場合に応じて支給する手当でございます。

こちらの改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の手当額について定めをすること、定年延長の該当年齢にある管理職の管理職員特別勤務手当については規則に定める額の7割とすること、暫定再任用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当について準用規定を設けることでございます。

次に、期末手当に関する規則でございます。資料5をお願いいたします。

期末手当につきましては、定年延長に関する改正のほか、12月に御審議いただきました期末勤勉手当の支給月数の変更に伴う改正も含めていところでございます。

改正内容につきましては、手当の減額の算定の基礎となります定年前再任用短時間勤務職員の欠勤の取扱いについて定めるとともに、高齢者部分休業の欠勤への算定方法を定めること、令和5年度以降の3月支給

の期末手当の廃止に伴う条文整備に関するものでございます。

次に、勤勉手当に関する規則でございます。資料6をお願いいたします。

改正の趣旨、改正の内容につきましては資料記載のとおりで、期末手当の規則と同様の内容となっております。

続きまして、義務教育等教員特別勤務手当に関する規則でございます。資料7をお願いいたします。

義務教育等教員特別勤務手当とは、人材確保法に基づき、学校教育等に優れた人材を確保するための給料に加算する手当というものでございます。

改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の手当額を定めること、定年延長に係る該当年齢の職員の手当額を規則で定める額の7割とすること、暫定再任用短時間勤務職員の手当について準用規定を設けることでございます。

次に、教職調整額に関する規則でございます。資料8をお願いいたします。

教職調整額とは、教員の勤務時間は単純に測定することが困難であることなど、その勤務の特殊性に鑑み、超過勤務手当に代わり給料月額額の4%に相当する額を支給するものでございます。

改正の内容につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の教職調整額に係る端数計算の方法を定めるものでございます。

ただいま御説明いたしました給与関係の規則についての施行期日は、全て令和5年4月1日としてございます。

資料はそれぞれに新旧対照表を添付してございますので、後ほど御確認ください。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 私からは、江東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について御説明いたします。資料9を御覧ください。

まず、改正内容についてです。

地方公務員法において、再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されたことを受け、江東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されたことに伴って、関連規定として施行規則の一部を整備するものです。

改正点としましては、「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」へ文言の変更をいたします。

また、各様式の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

附則につきましては、定年が65歳になるまでの経過措置期間中の「暫定再任用常時勤務職員・短時間勤務職員」については、「定年前再任用常時勤務職員・短時間勤務職員」とみなすことを定めています。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

本多教育長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 そもその言葉が分からないんですが、教えていただきたいんですけども。再任用短時間勤務職員と定年前再任用短時間勤務職員はどういうことを言っているのか分からない。それから、説明の中に定年延長という言葉もありましたが、それは何を示しているのか分からないので、教えていただきたいと思います。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 再任用短時間勤務職員と定年前再任用短時間勤務職員の違いなんですけども、現在は定年年齢が60歳というところでございます。これが、質問にもございましたが、定年延長ということで、定年年齢が65歳に引き上げられるというところでございます。

これがいきなり65歳に引き上げられるのではなく、段階的に1歳ずつ、順を追って定年年齢が引き上げられていくというところでございます。

再任用短時間勤務職員というのは、現行の定年年齢が60歳ですので、61歳から65歳までの間を再任用勤務としてございます。改めて雇用するということで、まず、再任用という制度があって、再任用でなおかつ短時間の勤務職員が再任用短時間勤務職員。これが現行の制度でございます。

定年延長になったときに、65歳までの働き方としては2種類ございまして、まず、60歳の段階で、定年前なんだけれども、お辞めになって、そこで短時間勤務職員というのを選ぶことができるということになりますので、本来の定年年齢が65歳までになりますので、その再任用の方を定年前短時間勤務職員というふうに呼んでいるという形でございます。

なので、制度が変わることによって、60歳以降の働き方としては同じなんですけれども、定年前の短時間になるのか、本来の定年年齢を辞めた後に短時間になるのかということの違いで、再任用というところが入ってきたり、定年前短時間勤務職員とかという形が入ってくるという形になります。

非常に複雑なんですけれども、これに加えて、暫定再任用短時間勤務

職員というのがあるんですけども、これは、定年年齢が引き上げられる過程の中で、65歳までの方を雇用するという形になるので、現在の再任用と同様なんですけれども、その文言の区別をするために、定年延長が完成するまでは定年年齢後の暫定再任用という文言にしているという形になっています。

なので、定年が延長になることによって、65歳までの働き方、要は雇用の仕方が変わる形で再任用になる。再任用というのは改めて採用する、定年になった人を改めて採用するのが再任用。定年前短時間は、定年年齢に達してないので、その間を短時間で雇用ができるようになるということの区別でございます。

なので、実態としては変わらないです。同じ方が制度の状況によって変わってくるということになるので、なので、全て、今までの再任用短時間勤務職員のを定年前短時間勤務職員が準用するという規定の御説明をしたと思うんですけども、その趣旨は、給料的なものとかというのは変わらないんですけども、それぞれのいる位置によって名前が変わっているというのが現在の状況でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、現在の定年というのは、60歳から延長されて何歳なのかということが1つと、それから、定年前再任用短期職員は、60歳になったら退職手当、退職金を頂けるということで、その退職金は通常の方と、こういう短期間を選んだ方と金額は同じである。それと、これは今、幼稚園と書いていますが、小中は既にやられているのでしょうか。その3つ。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 まず、定年年齢でございますが、現在は60歳定年でございます。来年度から61歳に引き上げられて、順次上がっていくという形になってございます。

退職手当の考え方につきましては、基本的には60歳で退職された方の退職手当というのは全て同じになっています。なので、そこに差異はございません。

なお、小中学校の教員につきましては、基本的には東京都の条例になってございますので、東京都で条例を整備してございます。ただ、地方公務員の定年に関しては国に準拠する形になってございますので、基本的には全国全て同じです。教員も含めた公務員につきましては、制度的には全て同じ形で運用しているという形になってございます。

以上でございます。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。
では、安部委員。

安部委員 ごめんなさい。いろいろあるんですけども。
私もよく分かっていないことを、基本的なことになってしまって申し訳ないんですが、議案第11号の管理職員の特別勤務手当というのは、特別に休日に出るに当たってのお手当ということかと思うんですけども、これは、時間に関わらず出たら出すということかと思うんです。これは、例えばそこの先生の御判断で出るということですよね。どこかに諮るということではなくて、先生の判断で今日は出るべきだというときに出る。例えばこれは地域の行事であったり、周年行事とか、そういうのも含まれるものになりますでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 管理職員特別勤務手当については、あくまで緊急の場合というところが主となるということでございまして、あらかじめ分かっている、例えば地域行事だとか、例えば会議だとかということがあった場合については、そこについてはこの特別勤務手当の対象ではなく、基本的には振替をして対応するという形になってございます。管理職は超過勤務がございませんので、基本的には別の平日をどこかお休みにするという形で対応してございます。ただ、どうしてもそこが難しいという場合につきましては、協議いただいて、そこで管理職員特別勤務手当を出すかどうかというのは判断をするという形になります。

あくまで緊急の必要がある場合というところがメインになっていますので、突発的に何か発生した場合というところがメインになるというところでございます。

あとは、お休みのほかに平日の午前0時から午前5時までというところも、規定としてはございますので、例えば幼稚園であれば、園児さん何かがあって緊急に出なければならぬとか、例えば、帰った後に園で発報、警報が鳴って、そこの対応したとか、そういった場合につきましては管理職員の特別勤務手当の対象になるのかというふうに考えております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、ありがとうございます。

以前も中学校、小学校のほうで、似たようなもので、事件性があつたり、緊急の、津波とか分からないですけれども、地震とか、そういったときの対応で出るというものに該当するというような位置づけに近いのかと今、理解しました。ということで合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 先ほどの別の手当、災害手当的なものがあるので、そちらはそちらですけれども、趣旨としては似ているのかというところでございます。こちらのほうが広く一般的なところで、区でも同じものがあるんですけども、よくここの管理職員特別勤務手当が出るのは、例えば全庁的な対応で管理職が出なきゃいけないようなもの。例えば、よくあるのが防災訓練、区の全体の防災訓練だとか、あとは、例えば区民まつりの従事だとか、そういったものについては、緊急ではないですけれども、そこは手当の対象としてやっている。

例えばある課がやっている業務に対して、管理職は全員出張らなければいけないとか、いわゆるお手伝いだとかそういったところに関しては基本的には出しているというのが今、実情になっていますというところでございます。

以上でございます。

安 部 委 員 分かりました。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかに。
安部委員。

安 部 委 員 すみません。では、次なんですけれども、議案第12号の期末手当に関する規則というのは理解できなかったんですけれども、要するに、3月にも出す手当に関しては廃止する分、2回にするのをバランス取るという理解で合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 おっしゃるとおりでございます。条例でその旨、改正いたしましたので、そこの支給期日ですとか、支給期間、もともとは、期末手当は支給

日以降のところを算定期間として、支給期間として定めているので、そこが3月がなくなったので、6月から12月までと12月から6月までという支給期間になるというところ。それと、3月の期末手当の支給日がなくなるので、そこを削るというのが今回の改正になってございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございました。

特に今のお話では、幼稚園の教職員の方々がお給料が減っちゃうということじゃないということを理解しました。

次なんですけれども、議案第13号については、勤勉手当というのは、ちゃんと出ていたら、それに応じてボーナスに支払うというものですということ、確認です。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 勤勉手当というのと期末手当、これがいわゆる民間で言うボーナスというところに該当します。

期末手当と勤勉手当の違いなんですけれども、勤勉手当というのはあくまで成績に基づいて支給するという形になってございます。いわゆる賞与の中の成績が一定程度に達していないと、ここは削られていくというのが勤勉手当。

期末手当というのが、もともとの趣旨が、いわゆる給料の一部をまとめて払うという趣旨が期末手当には実はございまして、なので、物入りのときに期末手当を払うというのが本来の趣旨なので、12月、年末、夏というところで、もともとは年度末もというところで年度末にこのような規定があったんですけれども、全体的になくなってきたというところでございます。

なので、期末手当につきましては、基本的に欠勤等がない限り、その支給した期間に応じて全額支払われるというのが期末手当。そこに成績率ですとか、能率的なところが加味されるのが勤勉手当というところの違いになります。

ただ、通常、普通に勤務していれば、基本的にはどの方にも100%期末手当、勤勉手当というのが支給されるというのが現在の趣旨になっています。

成績によって、勤勉手当については上乘せ、いわゆる成績率というのが導入されていますので、上乘せ規定があるというのが期末手当、勤勉手当の趣旨になります。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
ごめんなさい。ということは、自分が理解していなかったようです。
勤勉手当については、成績だということですね。成績というのは何か
そういうチェックがあるということでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 公務員全体に関しては、いわゆる勤務評定というところをやってござ
いますので、この勤務評定の結果に基づいて上乘せ、もしくは、成績が
悪い場合については減額という形になってございまして、そこにつきま
しては、一定程度整理しているというところになってございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
次、14号を飛ばしまして、15号です。教職調整額というのは、こ
れはざっくり言うと、先生というお仕事が、なかなか時間で計れなかつ
たりするようなところを、みなし残業と言うとちょっと言葉が違うかも
しれないんですけども、一定程度やってくれているであろうというの
をみなして含ませているのかという理解をしているんですが、そこはい
かがでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 おっしゃるとおりでございます。教員の勤務手当、勤務時間について
は、単純に測定することが困難であるというところで、その勤務態様が
特殊性だということから、まず、超過勤務手当の趣旨に合わないとい
うことで超過勤務手当を出さないというところが決められています。
そのために、おおむね、法が施行された当時の情勢によって、では、
何%程度が残業に当たるのかというところを全国的に調べて、国のほう
が4%というのが現在、決められているというところで、給料月額
の4%程度は超過勤務手当があるであろうという趣旨の中で決められて
いる教職調整額という形になってございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

こちらは今、ここで議論することじゃないかもしれないんですけども、やはりそのぐらい先生には、一定程度やってくださっているという分というのは、僕はもっと厚くしてもいいかというぐらい、その分やってくだされば、お互いウィン・ウィンになれるだろう。

ただ一方で、ワーク・ライフ・バランスですとか、そういったものが叫ばれて、権利とかを主張し始めるのであれば、みなしというのはだんだん民間でもなくなっているわけです。今、皆さんのお仕事でも、何時に入って何時に出たというのは、実際には時間だけでも計れているはずなので、きちんと時間の内容とか、質はさておき、その時間については判断ができると思うので、その辺は変わっていってもらべきものかというふうに期待しています。

本多教育長 今、お話に上がりました教職調整額については、国のほうでも話題になっているところでありまして、先生方のほうの働き方改革含め、そして、今、お話ありましたけれども、残業手当がつかないということに対しても議論になっているところがございますので、国の中でのそういった動向を見ながら、東京都、そして、江東区としても、そういったところを注視して考えていかなければいけないかというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第2から日程第9の各議案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。

報告事項1 令和5年第1回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

次長。

杉村事務局次長 それでは、令和5年第1回区議会定例会の教育委員会関係について御報告申し上げます。資料の10を御覧願います。

令和5年第1回定例会は2月15日に本会議が開かれ、5名の代表質問が行われました。今回、質問は全体で18本あり、このうち教育関連では、資料に記載のとおり、1名の方から質問がございましたので、御報告申し上げます。

質問は、民生クの福馬恵美子議員によるもので、教育行政として、不登校教育、教員不足、部活動指導員等について、現状の認識と対応、さらに今後の対応についての質問がございました。

不登校につきましては、喫緊の課題と認識しており、多様な学びを支

える取組、個に応じた支援の充実を図っていく旨の答弁をいたしました。

また、教員不足につきましては、現在も4校で不足が生じており、教育委員会としても臨時的任用教員の募集や退職した教員、本区独自の学びスタンダード講師への呼びかけ、さらなる対策についても検討していく旨の答弁をいたしました。

部活動指導員等につきましては、令和5年度に新たに健康スポーツ公社、文化コミュニティ財団と連携を開始し、段階的な地域移行に向けた取組を展開していく旨の答弁をいたしました。

一般質問につきましては以上でございます。

次に、特別委員会について御報告いたします。資料の2ページを御覧願います。

2月20日に一般会計補正予算第7号を審査する令和4年度予算審査特別委員会が開催されました。また、2月21日から3月1日にかけて、令和5年度当初予算を審査する令和5年度予算審査特別委員会が開催され、各特別委員会の総括質疑及び令和5年度予算審査特別委員会の教育費において、きつずクラブの待機児童、ICT教育、教育の照会への対応等の質問があり、このうち、令和5年度教育費の審査における質問につきましては、2ページ記載のとおり、令和5年度予算審査特別委員会各会派から13人からの質疑があり、教育委員会事務局の担当課長が答弁してございます。

次に、3月6日の文教委員会について御報告申し上げます。3ページを御覧願います。

議題は記載の41件でございます。

まず、議題1 議案第33号及び議題2 議案第34号は、共に2月6日の教育委員会定例会で御審議の上、御承認いただいたもので、いずれも賛成全員で可決されました。

次に、議題3から39までは、いずれも継続審査となっている陳情で、このうち、議題23 3陳情第15号及び議題31 4陳情第9号につきましては、陳情者より陳情取下げの申出があり、これを了承されております。

その他の継続陳情につきましては、これまでの審議経過等を説明し、継続審査となっております。

次に、4ページの議題40及び41、こちらは新規に本委員会に付託された陳情でございます。

議題40 5陳情第2号は、新砂3丁目のグランエスタというマンションの学区が収容対策上、現在、南砂小学校となっていることについて、三砂小または五砂小に学区の見直しを求める陳情でございます。

現況、三砂小、五砂小とも令和6年度以降も学級数が利用可能教室数と同数または上回ると収容上の推計見込みがされており、通学区域の変更や学校選択上の優先措置を受けて設定することは難しい旨の説明をし、

継続審査となっております。

次に、議題4 1 5陳情第5号は、障害等、特別な配慮を必要とする小学生の放課後児童クラブ受入体制を改善するため、放課後児童クラブ運営指針の遵守を求める陳情でございますが、本陳情に当たるケースの御児童は本年度も利用されているお子さんで、きつずクラブの利用そのものは可能と判断いたしました。利用を希望するきつずクラブが令和5年度は障害等を有し、特別な配慮を必要とするしないにかかわらず、定員を超える利用申請があったことから、お預かりできる環境等が整うまでの間、御利用または受入れが可能なきつずクラブへの御利用を紹介したところでございます。

その後、当該児童の保護者が放課後デイサービスと障害相談支援施設を兼ねる機関等に相談されて、当該児童を含んだ児童の放課後デイサービスの利用日数を調整することできつずクラブの空きをつくり、現在では保留とならずに、4月からきつずクラブを利用できる状況となった旨の説明をし、継続審査となっております。

議題につきましては、以上でございます。

次に、2の報告事項でございます。

報告事項は、記載のとおり、13件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告または御協議いただいている案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和5年度第1回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 すみません、御報告ありがとうございます。

陳情って本当に様々で、1人のための個別の事案から、全体または地域みたいな形、多岐にわたっていて、御判断が難しい、御答弁も難しいものだらけなのかと、思っていて、本当にお疲れさまとしか言いようがないです。

特に何か教育委員会として想定外といいますか、重要、今後もっと検討していかないと、今まで考えていたこと以上の何かの問題とか、そういうことは特にあったんでしょうか。

本 多 教 育 長 次長。

杉村事務局次長 これまでいただいている陳情につきましては、その背景等は様々でございますけれども、それぞれいろいろお困りだったり、いろいろなところで関心が持たれている陳情でございます。そういったものは全て教育委員会としても真摯に受け止めて対応させていただいております。

今、想定外という、これは、陳情が上がってくること自体が社会情勢だとか、そういったもの背景としていますので、想定外と言えば、いろいろなものが想定外なんですけれども、想定内と言えば、全てが想定内というような形で対応させていただいているということで、こういったものにつきましては、今、提出いただいている陳情につきましては、それぞれ所管の課がしっかり対応して答弁させていただいているといった状況でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

一言だけ。

あと、学区の話があったかと思うんですけれども、私は今、森下5丁目にもともといまして、昔は元加賀小学校に多数行っていたんです。今は深川小の学区になりまして、町会の半分が元加賀小、深川小で、出身者が割れているという希少な町会でございます。

今は完全に深川小の学区になっているんですけれども、そういったところに私がおった都合で、途中で学区が変わるみたいなものについては非常にセンシティブな問題でして、なので、一度慎重に慎重を期して今までも学区については、審議も含めてさせていただいた経緯はすごくよく分かっておりますので、軽はずみに変えるということについては当然ないと思うんですけれども、できるだけ今の一度決めたものは、そこはそのまま維持するほうが幸せなのかと個人的には思っていますので、引き続きどうかよろしくお願いします。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 陳情の新規の一番最後の41番目の第5号ですけれども、この方は4月1日から受入れ可になったとさっきお話ありましたが、そのところ、どういう状況でどうなったか、もう一度教えていただきたいんですが。入れない状況が入れるようになった状況。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 当該きッズクラブにつきまして、複数名の障害をお持ちのお子さんが申込みをされていた。そうした中で、そのお子さん方が皆さん放課後デイサービスを利用されているということでございまして、その全員の放課後デイサービスの利用日数をそれぞれ増やした形を取りました。そうすると、デイへ行ってないときだけきッズを利用されるということになりますので、デイの日数が増えれば、きッズの利用日数が減る。

そういったことから、一定程度、希望されていて保留になるというお子様も週3日ほどきつずのほうでお預かりできるようになった。

それで御本人も納得されたということで、4月1日からの入室が可能になったといったところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。分かりました。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 教育委員会事務局管理職の人事についてを説明願います。

次長。

杉村事務局次長 資料11を御覧願います。

令和5年4月1日付の教育委員会事務局管理職の人事について御報告させていただきます。

1の項番1、令和5年4月1日付、教育委員会事務局幹部職員は、新年度の教育委員会事務局管理職の一覧となっております。

教育支援課長、江東図書館長、深川図書館長が人事異動の対象となっております。御確認いただければと思います。

項番2、令和5年4月1日付の転出者は、教育委員会事務局から転出のある職員の一覧となっております。

以上、簡単ではございますが、教育委員会事務局管理職の人事について御報告させていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和4年度江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 まず、進路状況の報告の前に卒業式の実施状況について、資料はございませんが、御報告いたします。

中学校、義務教育学校では20日に、小学校では23日と24日の両日に卒業式を実施いたしました。

卒業式の実施状況につきましては、国旗掲揚、国歌斉唱の状況、会場の設営状況等について、卒業式当日、学校から電話で報告を受けており

ます。

その結果、本区におきましては、全小中、義務教育学校で適正に、そして、厳粛さの中にも喜びと希望に満ちあふれた卒業式が挙行されました。

なお、幼稚園の修了式も同様に3月16日に滞りなく行われました。御報告いたします。

それでは、令和4年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について、御報告いたします。

資料12を御覧ください。

令和4年度の中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業生の在籍者数ですが、男女合計で2,773人となっております。

まず、進路決定者ですが、2,773人中2,736決定していきまして、3月17日現在の進路決定者割合は98.7%となっております。これは昨年の同期より0.8ポイント低くなっております。

次に、未決定者についてです。

3月17日現在の進路の未決定者割合は1.3%であり、昨年同期より0.8ポイント増えております。未決定者37人のうち19人が進学希望となっております。なお、進路未決定者のうち、就職希望・その他となっている生徒は18人で、昨年度より15人増えております。

今後、都立全日制の3次募集、都立定時制の第2次募集、都立通信制の1次募集があり、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定であります。

各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、3月31日時点の卒業生の進路状況を再度、御報告いたします。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、継続して、学校のほうでこどもたちの進路を見守って指導を続けていくということで、また、次の定例会での報告を待ちたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本件について、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和4年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についてを説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和4年度東京都児童・生徒体力・運動能力調査の結果について御報告いたします。資料13を御覧ください。

表面が小学校の結果となります。

左の上段の枠、項目の1から3には、調査内容、対象、実施時期を記しております。

次に、項目4には、調査結果の概要を記しています。資料にありますレーダーチャートは、国の平均を基準として都と区の結果を比較したものととなります。区の結果については、桃色の線で表しております。

項目5、江東区長期計画の指標との比較を御覧ください。指標名は新体力テストで、都平均を100としたときの江東区の数値としております。小学校5年生男子は99.7で、目標値まであと1.3、小学校5年生女子は101.5で、目標値まであと0.5となっております。

続いて、下段の項目6、各種目の記録を御覧ください。こちらは、国、都、区それぞれの各種目の平均値を記しており、東京都の結果を上回っているものを赤字で、下回っているものを青字で記しています。男子は8種目中4種目で都の平均を上回りました。女子は8種目中6種目で都の平均を上回る結果となっております。

項目7と8を御覧ください。結果の考察と今後の取組です。今年度の結果として、男女ともに握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳びは都の平均を上回る結果となりました。これは令和3年度に比べ、各校において体育授業以外での体力・運動能力の向上に係る取組が増加していることが影響していると考えられます。

しかしながら、僅差ながら都の平均に届かなかった種目もあり、引き続き、活動の工夫や授業改善など、各校での取組を充実させていくことが必要であります。

一方、右下のグラフにありますように、運動が好きと感じている児童の割合が男女ともに令和3年度より増加し、国、都の平均を上回る結果となっております。体育の授業が楽しいと感じる児童も同様に国や都の平均を上回る結果となりました。

これは、コロナ禍においてマスク着用中の激しい運動の自粛が緩和され、学校における体育や体力向上に向けた取組を行う中で、子どもたちが改めて運動する楽しさを実感した結果だと考えられます。

今後は、体力スタンダードの定着に向けた授業改善、KOTOキッズながなわチャレンジの実施を着実にを行うなど、体力の向上に向けた取組を充実させてまいります。

次に、裏面の中学生の結果を御覧ください。

項目1から3については、小学校と同様の内容について示しております。

項目4には、調査結果の概要がレーダーチャートで示されております。

項目5の江東区長期計画の指標との比較を御覧ください。

指標名は新体力テストで、都平均を100としたときの江東区の数値としております。中学校2年生男子は97.6で、目標値まであと4.4、中学校2年生女子は98.2で、目標値まであと4.8となっております。

続いて、下段の項目 6、各種目の記録を御覧ください。

中学校男子は 8 種目中 2 種目で都の平均を上回りました。女子は 8 種目中 3 種目で都の平均を上回る結果となっております。

項目 7 と 8 を御覧ください。結果の考察と今後の取組です。

中学校においては、男女ともに握力、ボール投げが都の平均を上回る結果となっております。これは、令和 3 年度に比べ、各校において生徒の 1 週間の総合運動時間が増加していることが影響していると考えられます。しかし、これも僅差ながら都の平均に届かなかった種目もあり、引き続き活動の工夫、授業改善など、各校での取組を充実させていくことが必要です。また、小学校同様に、運動が好き、保健体育の授業が楽しいと感じる生徒が増加している結果となっております。

今後に向けては、体力スタンダードの定着に向けた授業改善やウォームアップの映像資料の効果的な活用などを行い、体力の向上に向けた取組を充実させていきます。

まとめになりますが、小学校、中学校ともに、授業や体力向上に向けた活動を行う中で、こどもたちが身につける資質能力を育成し、豊かなスポーツライフを実現できるよう取組を進めてまいります。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 裏面の中学校の 8 番の今後の取組の（２）、ウォームアップタイムの映像資料の活用と書いてありますけれども、これは具体的にはどんなことになるのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 スタンダードの資料が毎年作られていまして、ウォームアップタイムというのは準備運動とか主運動につながる力、そういうつながる運動です。そういったものを御紹介しているんですが、今まではそれを紙面で紹介していたんですが、実際に動画を教員が撮って、実際にどういう動きをするのかというようなところを動画で示しています。それによってどのように動いているのかというのが教員にとっても理解しやすいような形になっています。

以上です。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 この動画というのは体育の授業の、例えば最初のところで教室で見せ

るとか、または、体育館で見せてみんなでウォーミングアップに入るとか、そういうことなんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 委員おっしゃるような活用の仕方できますし、教員が指導する際の、動き、動き方ということで参考にすることもできる。そういうものでございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

今のウォームアップタイムなんですけれども、これは、個人的には、主運動につながるための準備なので、別にけがとかそういうのを防止するためのものかと思っていたんですけれども、体力向上と関係があるんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 準備運動、いわゆる曲げ伸ばしとかそういったところではなくて、主運動につながるトレーニング的な内容も含めたものになっていますので、体力向上に向けた取組として効果があるというふうに認識しております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

全体的に、調査は、人数を見ると、多分これは、5年生と中2だけ数値出ていますけれども、全児童だと思っているんです。全児童、全生徒をやっているのかと思うんです。各学年でこういう著しく平均より下がっているとか上がっているとかって、何かそういうものとかは視認というか、確認はされているんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 各学年の状況についても分析、把握しておりますが、大体学年が上がるごとに体力は合計点も上がっていくという傾向にあります。

年によって、やはり、その学年集団に差異がありますけれども、例年は同じような推移で各学年ごと進んでおります。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

幾つかの、握力とかいろいろおっしゃったようなところがあると思うんですけども、選択する対象の中で、江東区だけ独特というか、江東区だけ特に秀でているとか、江東区だけ特に、様々な環境によってできていない傾向あるとか、何かそういったものはありますか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 例年言われているのは持久力と、あとはボール投げというところにかかって、そこが課題というふうに上がっていますけれども、大分中学校でもボール投げは都の平均を上回っているような状況も見えますし、特別江東区が何かの項目について著しく課題があるとか、そういった状況はありませんので、平均値を下回っているものも、差異で比べてみると僅かな差ではあるので、引き続き、全体的にこの課題を受けて向上していくように取り組んでまいります。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

特に今、ボール投げの話が出ましたが、ここだけに関わらないかもしれないんですけども、街で親子でキャッチボールをしている姿が見られなくなっています。原因の1つに、公園でのボール禁止というのが大きく影響しているのではないかという気はしています。公園がどうしても小さいというのもあると思うんですけども、何か全体としてもっと伸び伸びとできる環境を一緒に考えていければと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

本多教育長 よろしいでしょうか。

この結果なんですけれども、先ほど室長からも説明がありましたけれども、これは全体を俯瞰してみる必要が私はあると思っています、先ほど来、説明があった中で、例えば裏面の中学校のところでの生徒の1週間の総運動時間は令和3年度に比べて上昇、増加しているんです。

これは、令和3年度と令和4年度の比較で見たときに、令和4年度は、要するにコロナがあってもというところで、かなりいろいろなことをやり始めている。なので、その差というのはそこがまず1つあるだろうと私は思います。

ただ、全体的に見たときに、中学校のこの成績を見たときに、青色が

多いわけです。これは、比較をしているので、東京都全体というようなこともあるので、先ほど指導室長が言ったように、ちょっとしたことなので、この上がり下がりというのはあるとは思いますが、考えていかなきゃいけないのは、なかなかコロナで部活動が十分できなかったとか、体を動かす機会という部分では少し減ってきたところもあるだろうと考えると、やはりそういった影響も少なからずあるだろうという捉え方はあるだろうと思います。

しかしながら、小学校も中学校も運動が好きという数字がこれだけ江東区が高いというのは、私はこれは特異性と考えてもいいだろうと思うんです。江東区の子どもたちが運動を好きだと言ってくれている子がこれだけいるというのはとても大事なことで、これをどうつなげていくかというのは、非常にこれからのことについては、体力をどう伸ばしていくかということと、そこに書いてあるように、豊かなスポーツライフと書いてありますけれども、子どもたちが大人になっても体を動かしていると考えていくこと、これは江東区全体としてのスポーツと人情が厚い街と言っている江東区がやはりどういうふうにしていくかということと非常に関わってくるので、これは俯瞰的に見ていく必要があるだろうというふうに思っておりますし、スポーツが好きな子、運動が好きな子が多いので、その子たちの気持ちも大事にしながら、子どもたちが主体的に体を動かしていくことで、結果として体力も向上していくというところをどう考えていくかというのが、我々教育を進めていく上で非常に大事だろうというふうに思っています。

基本的に、体を鍛えることだけが目的ではない、数値を上げることだけが目的ではないというところでは、広く俯瞰的に考えてこの数値を見ていく必要があるだろうと思っております。

ただ、長計の指標として目標があるわけですから、そのこのところに向けて改善をどう図っていくかというのがあると思います。

全体的にそういった見方をしながら、先ほど来、今後の取組があったところをうまく進めていく必要があるだろうと思っておりますし、今後の取組の中の8番の、例えば小学校、義務教育課程（前期課程）の4番、児童の主体的な体力向上の取組の推進、裏面で言うと、中学校、義務教育課程の8番の3番、生徒の主体的な体力向上の取組を推進。ここがやはり大事になってくるだろうというふうに思っておりますので、各学校としっかりと連携を図りながら、こういったところの改善を進めていきたいというふうに思っております。

報告は以上となります。

本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部改正についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 それでは、私のほうから、江東区江東きつずクラブ条例施行規則一部改正について御説明させていただきます。

資料14-1をお願いいたします。

まず、こちらの規則に関しましては、江東きつずクラブ、B登録の利用手続、そして、あと、定員につきまして定めたものでございます。今回、江東きつずクラブ規則に関しまして、学校施設整備や特別教室のシェアリングなどに伴うクラブ定員の変更、そして、申請書類等における様式の一部見直しについて一部改正を行うものでございます。

それでは、1の改正理由概要についてでございます。恐れ入ります、資料14-3の新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。

まず、(1)でございますが、規則第2条に関連する別表1及び別表2におきまして、各きつずクラブの定員を定めておりますが、今回のこの定員を改めるといったものでございます。

資料14-3の新旧対照表が分かりやすいと思いますので、そちらを御覧ください。

まず、数矢小学校内にありますきつずクラブにつきましては、長期計画事業によります増築棟に新たに専用スペースを設けまして定員を増やしましたといったところでございます。

そのほかの9校につきましては、こちらのほうは緊急対策として、使用頻度の少ない特別教室をシェアリングすることによりまして、合計で10戸、366名の定員増を図ったものでございます。

続いて、(2)になりますが、きつずクラブのB登録は保護者の就労がこちらの入室の前提となりますことから、保護者の勤務証明書の書式について、これは規則第4条関係になりますが、別記第2号様式を記入しやすく改めたものとなってございます。新旧対照表の3ページに旧様式、4ページ目が新様式となっております。

また、自営業者等の就労証明が得られない方につきましては、同じく別記第3号様式の就労状況報告書を改めてございまして、新旧対照表でいきますと、5ページ目がこれまでの旧様式、6ページ目が新様式となっております。

このほか、例えば転居等により、年度当初できつずクラブの利用をやめる場合、規則第13条の関係になりまして、別記第22号に定められた退会届、こちらの提出が必要になります。

こちらにつきましても、より記入しやすいように様式の見直しを行ってございまして、新旧対照表でいきますと、7ページ目がこれまでの様式、8ページ目が新様式ということになってございます。

資料14-1にお戻りいただきまして、2の施行期日についてでございますが、こちらは令和5年4月1日としてございます。

3の規則案、そして、新旧改正条文についてでございますが、資料1

4-2として今回の規則改正案文、そして、資料14-3としまして、先ほどから御覧いただいております新旧対照表をつけてございます。

なお、この規則に規定する江東きつずクラブ事業につきましては、江東区教育委員会が区長部局であることも未来部の補助執行を受けて行っている事業のため、幼稚園教育職員に関する規則とは異なり、今回、報告事項といったことで御報告させていただいています。

説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。確認させてください。
各学校の増員分のスペースなんですけれども、これはこのために増改築をしたとか、そういうことではなくて、もろもろの現状使っている教室をうまく使おうというような形でしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 増改築で対応しましたのは、長期計画事業でございます数矢小学校のみということになってございます。そのほかの9校につきましては教室のシェアリングという形でございまして、特別教室、例えばコンピュータールームは近年、タブレット化した関係で空いている状況が多うございますので、そういったところを使ってきつずクラブB登録、または、A登録の方をそちらに移して教室を空けてB登録をそちらのA教室で使っていたところを使うといった手法によりB登録の定員を増やしたといったところでございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。了解しました。
学校の昼間は授業で使って、それ以降はきつずクラブさんに使ってもらいたいなシェアはとても大切なことだと思うんですけども、自分はPTAでも会議室として使わせてもらったりとか、何かと連携は大事だということを実感しています。
ですので、よく歓送迎会とかを含めて、きつずさんは別だみたいな形でやっていることがままあるんですけども、できるだけ連携を取って、同じ子どもたちなので、うまくやってもらいたいということで願っておりますので、その辺どうかひとつよろしく願いいたします。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

今、報告もあったことですが、江東区については、学童クラブの待機児童数のことについては報道されているところもありますが、こういった改善を重ねていながら解消に努めているというところもありますし、江東区といたしましては、質の確保というところでは、確実に子どもにとってのスペースをしっかりと確保して進めていくということ、本区の保育の質を下げないというところを大事に考えておりますので、こういったところでは、質も量も改善というところをしっかりと進めていければというふうに思っているところであります。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、これより協議事項に入ります。

協議事項1 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてを議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について御説明いたします。

資料15を御覧ください。

江東区教育委員会では江東区立学校教科用図書採択につきまして、これまでも教育委員会の責任と権限の下、適正かつ公正な採択を行ってまいりました。また、採択に向けて、例年、基本方針を定めていただいております。

令和5年度は、令和6年度から小学校及び義務教育学校（前期課程）で使用する教科用図書の採択及び毎年行っております特別支援学級の教科用図書の採択を行います。

それでは、基本方針の内容について御説明いたします。

1の適正な採択についてです。

江東区立学校で使用するにふさわしい教科書採択を行う。十分な調査を行うため、採択資料作成委員会で調査・研究を行う。

2、公正の確保について。

採択等の過程で知り得たことを外部に漏らさないよう、機密の保持に努める。教科書及び教師用指導書、その他教科書に類するものの配布を受けない。外部からの不当な影響に左右されないよう、過大な宣伝行為や物品の提供を受けない。

この基本方針に基づき、今後の採択に関わる事務を進めてまいります。

なお、教科用図書採択の詳細については、4月の定例会で御協議いただく予定です。

説明は以上です。御協議のほど、よろしく願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 本案ではないんですけれども、今日の朝刊で文科省がある教育出版社を採用しないと、6年度と言ったか、今年度、そういうふうな発表がありましたけれども、その辺は教育長のほうからはどういうふうにお考えで、江東区教育委員会としてはどういうふうにしていくかお聞きしたいと思います。

本多教育長 本日、報道で、来年度からの小学校の検定結果について、教科書のことについて大々的に報道されました。

今、指導室長からありましたけれども、江東区教育委員会といたしましてはこの基本方針にのっとって適正に採択を進めていきたいというふうに考えております。

今、鈴木委員からあったことについては、これは特定の教科書会社が、中学校の教科書について文科省のほうから認められないという結果が出たということです。本区といたしましては、文科省の検定が通ったものについて、全てにおいて調査・研究を行って、その中から適正に採択するというのを私のほうからは述べさせていただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員。

鈴木委員 小学校はよろしいということなんですか。

本多教育長 基本的には今、示されているのは、中学校の教科書について言われていることなので、その教科書会社について、小学校のものについて認められなかったということではないというふうに受け止めています。

鈴木委員 はい、ありがとうございました。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

こちらの資料15に戻りますが、この基本方針というのは、もともとこういう方針でやっていたんだけど、正式にこういうものを書面として作りますということではないでしょうか。

本多教育長 基本的には、先ほど指導室長から報告、説明があったように、この基本方針に基づいて採択をするということで、この基本方針を教育委員会で確認した上で協議して、これに基づいて進めるということをご決定するという形になりますので、教科書採択がある年についてこういっ

たものをしっかり諮って、これから進めていきますということについて今、御協議いただいているというところでございますので、内容についても何かあれば言うていただければというふうに思います。

安部委員。

安部委員 ごめんなさい。

ちょっと理解ができていないんですけども、では、教科書採択する都度、基本方針をこういうふうに、今までも作ってきたということですか。

本多教育長 はい、そのとおりです。

安部委員 なるほど。了解しました。

本多教育長 よろしいでしょうか。

安部委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

最後に、事務局より御報告がございます。

事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 本多教育長の任期満了が令和5年3月31日となっておりますが、令和5年3月15日に開催されました令和5年第1回区議会定例会本会議において再任の同意を得ましたので、御報告させていただきます。

なお、4月1日付で発令を受ける予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

本多教育長 よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年第3回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。